

付録D

ANNEX D

休眠資産のスキームに係る国際比較

INTERNATIONAL DORMANT ASSETS SCHEME COMPARISONS

要約 Summary

休眠資産委員会は、英国の休眠資産への教訓を得るために多くの海外の休眠資産にかかるスキームを概観した。特に、現行の英国のスキームよりも、広い範囲の休眠資産を対象とするスキームに着目した。明らかになった点としては、スキーム毎にその導入の動機や目的が異なるだけでなく、それら一連の違いからスキームのデザインや管理方法も様々に異なっているということである。

海外のスキームで、現行、または今後の拡大可能性を含めた英国のスキームと直接的に同等のものは存在しない。現行の英国のスキームの他に類をみない特徴としては、恒久的に負う将来の払戻しに対する全ての責任を、完全に中央政府のリソースに依存しない独立した機関が負っている点である。このことは委員会が対象資産の範囲を拡大することを検討するにあたって独自の課題をもたらしている。

休眠資産のスキームを取り巻く国際的な状況は進化し続けている。新たにスキームを導入した国々においては、本来の資産の所有者に返還する努力を払った上で、真に休眠となった資産を社会的利益に活用するためのスキームを構築しようとしている。ここ数か月間で、新たにジャージー（注：イギリス王室属領の一つ）にて休眠資産に係るスキームが導入された。また、日本における休眠資産に対処するための制度設計の取組にも多大な関心が集まっているところである。

纏めると、英国には、海外の制度をそのまま導入することはできず、また、必ずしも望ましくもない。しかしながら、海外の事例の特徴をおさえておくことは、英国のスキームが拡大した際に、対処することになるかもしれない課題の類系を示唆しており、有益である。

はじめに Introduction

休眠資産のスキームの導入を促進することとなったきっかけは国ごとに多種多様である。しかしながら全ての国のスキームにおいて、依拠すべき方針なり、法律が中央政府によって定められており、それゆえに、最終的に国庫に入れるというスキームとなっている国も多く存在する。現行の英国のスキームは、余剰となっている資金を公益に投資することで社会に利益をもたらす仕組みとなっており、その意味では、唯一ではないにしても、珍しいスキームであるといえよう。

最終受益者の違いは、それぞれのスキームに対する国民の認識の違いを生む。転じて、こ

Note; This translation has been completed by the Japanese Government Cabinet Office, and the authors take no responsibility for the accuracy of the translation.

Translation from; Commission on Dormant Assets, (March 2017), *Tackling dormant assets - Recommendations to benefit investors and society-*, pp.100-102

のことは、スキームへの参画レベル、参画の強制度合い、そして、スキームを支えるルールによって求められる積極性の度合いに関連して波及効果を生じている。

国際的な休眠資産のスキームの規模 Scale of international dormant asset schemes

休眠資産に対処するためのスキーム導入をすすめている国は世界で 20 カ国を超える。これには、地域ベースで実施されている国レベルの制度ではない制度、例えば米国やカナダの、州や地方レベルの制度は含まない。この数字はスキームづくりを検討している国が更に増えてきていることから、益々増えてきている。最近の、日本やジャージー、ガンジー（注：イギリス王室属領の一つ）でみられる進展はこの流れを示しているといえよう。

海外のスキームの特徴 Features of selected international schemes

今回、本委員会は諸外国の休眠資産に関するスキームがどのような設計になっているかにつき国際的な調査を実施した。特に英国における、対象資産の範囲拡大に関連する点に注目して調査を行なった。その調査から明らかとなったことについて図 D.1 に示す。

海外における様々なスキームは各々大きく異なることがわかった。そして、現行の英国の休眠資産のスキームの特徴は、より顧客志向であり、かつそのスキームの管理プロセスは他の国のスキームと比べて、より中央政府から独立していることも明らかとなった。

委員会が今般調査対象として選んだ海外のスキームのうち、オーストラリアとアイルランドが構造的に現行の英国のスキームに最も近かった。この 3 カ国に関しては、なぜ表面上は似ているものの、その所管の仕方が異なっているのかの理解をするため、より細かな点につき調査した。

オーストラリア Australia

背景 Background

オーストラリアの「Unclaimed Money（未請求金）」スキームは大別して(1)銀行預金(2)満期生命保険証券(3)残余企業資産(4)未請求年金の四つの種類の資産を対象としている。

オーストラリアは現在英国に存在している銀行預金スキームと非常に類似した制度を運用している。銀行の法律改正に伴い、2015 年 12 月 31 日より銀行預金は、最後の入出金より 7 年経過すると休眠とされる。銀行預金と同様に生命保険証券も 7 年経過後より未請求の証券（休眠）となるが、その満期の日から起算され、請求されないことをもってではない。未請求の強制加入の年金（老齢（退職）年金）の休眠の要件は様々である。所有者が請求しない場合、郵便物が 2 回未着となることをもって連絡不能状態とされた場合、12 ヶ月以上連続して取引がない場合などがある。

最後に企業資産については、登録が抹消された企業や、担保・有価証券保有者の残余財産が含まれ、所有者から 6 年以上連絡がなかった場合に休眠とみなされる。

これら年金以外の三分野の資産における未請求金はそれぞれの関連機関より the

Note; This translation has been completed by the Japanese Government Cabinet Office, and the authors take no responsibility for the accuracy of the translation.

Translation from; Commission on Dormant Assets, (March 2017), *Tackling dormant assets - Recommendations to benefit investors and society-*, pp.100-102

Australian Securities and Investments Commission (ASIC)に年一回納付され、中央基金 (a central fund) に移管される。老齢 (退職) 年金は税務署 (the Australian Tax Office (ATO)) 下に付託され、休眠の条件¹に達している場合は、退職年金基金または税務署 (ATO) のどちらかで保有される。

興味深い点としては、銀行預金の休眠の条件は 2012 年に 7 年から 3 年に短縮された。しかしながらこの短縮は、個人にとって不当に短い期間であるという指摘がなされ、2015 年に 7 年に戻されている。

ヴァリュエーション (価値算定) Valuation

2015 年に銀行預金から総額 145 百万豪ドルが移管されている²。休眠となる条件が短く設定され、また、スキームの強制的な性質から、一人当たりの数字は英国のそれよりもわずかに高くなっている。注目すべきは、オーストラリアのスキームでは、オーストラリアに所在する銀行口座であっても、通貨が豪ドルではない口座については除外している。

2015 年の生命保険は 17 百万豪ドルが、企業資産は 47 百万豪ドルが移管された。

2015 年時点において、退職年金基金が保有する未請求金は 160 億豪ドル³。個人の未請求金の平均は 2,586 豪ドル (1,275 ポンド)。

払戻しと分配 Reclaims and surplus distribution

正当な所有者は ASIC に対して未請求金の払い戻しを請求することができ、その払戻し請求する権利に時間的制限は設けられていない。しかしながら、利息の付与及び支払いは 2013 年の 7 月以降分に関してのみである。309.6 百万豪ドルの払戻しがあった前年 (注: 2013-14) に比べ、2014-15 年の銀行預金、生命保険、及び企業からの移管に対する払戻し要求に対する ASIC による支払額は総額 158.4 百万豪ドルである⁴。

なお、ATO からの退職基金の払戻しにかかる数字は、払戻しにかかる金額を除いた額が報告されるため、利用できない。

アイルランド Ireland

背景 Background

アイルランドの休眠預金基金 (the Ireland Dormant Account Fund) は強制的な制度である。休眠口座や住宅貯蓄貸付組合の預金、郵便局の貯金、未請求の生命保険証券が移管されることとされている。同基金は払戻しが可能である。また、資金のうち、払い戻し請求が見込まれない分については、慈善的・社会的な用途に拠出される仕組みとなっている。この基

¹ Australian Tax Office, Unclaimed superannuation money protocol

² Australian Securities & Investments Commission, Annual report, 2015

³ Australian Taxation Office, Super accounts data overview, 31 December 2015

⁴ Australian Securities & Investments Commission, Annual report, 2015

Note; This translation has been completed by the Japanese Government Cabinet Office, and the authors take no responsibility for the accuracy of the translation.

Translation from; Commission on Dormant Assets, (March 2017), *Tackling dormant assets - Recommendations to benefit investors and society-*, pp.100-102

金は the National Treasury Management Agency (NTMA) が管理している。

金融機関は残高が 100 ユーロ以上で、過去 15 年間にわたり顧客からの取引がない顧客について連絡をとらなければならない。もし、金融機関がその顧客に連絡がつかなかった場合はその口座は休眠預金基金へ移管される。本来の口座保有者に対する権利はその移管によって影響は受けることはない。また、その他の資産の保有者についても、将来にわたり、証券発行者に対して自らの資産について払戻請求する権利が保証されている。

万が一、休眠預金基金が払い戻しの要求⁵に応じられない状況に陥った際には、中央基金（政府の財政部門の付託下）が最終保証人となり、最終的な責任を持つ。

ヴァリュエーション（価値算定） Valuation

休眠預金基金に係る最新の情報は NTMA2014 年次報告書⁶において入手することができる。2014 年、同基金は 49 百万ユーロの価値の休眠資産を受けとり、2014 年末に残高は 215 百万ユーロとなった。オーストラリアとのスキームとの特筆すべき違いは、アイルランドのスキームはアイルランドに所在するユーロ以外の為替の口座についても対象としていることである。

まとめ Conclusion

それぞれの諸外国のスキームの特徴はそれぞれの状況に応じた形で生じている。それゆえに、海外事例より学ぶべき点もないわけではないが、どのような提案も英国の現状や原稿制度及び将来において対象資産を拡大した場合の制度に合わせていく必要がある。

海外の休眠資産にかかるスキームの大半は強制的な参画を義務づけているようである。しかしながら、英国の経験に照らすと、関係企業の自主的な参画が良い結果を生み出しており、かつその参画のレベルこそが重要であり、英国のスキームを拡張していく上で望ましいアプローチ方法であるといえる。

⁵ NTMA, Financial Statements, 31 December 2013

⁶ NTMA, Annual Report, 31 December 2014

Note; This translation has been completed by the Japanese Government Cabinet Office, and the authors take no responsibility for the accuracy of the translation.
 Translation from; Commission on Dormant Assets, (March 2017), *Tackling dormant assets - Recommendations to benefit investors and society-*, pp.100-102

図 D.1 – 英国の現行休眠資産スキームの特徴と海外のスキーム比較

国	対象資産	関係者の参加にかかる強制度合い	払戻可能性	移管後の利子付与	最終払戻保証人	未請求休眠資産の活用
英国	銀行や住宅貯蓄貸付組合の預金	自主的参加	時間的制約無し	付与	Reclaim Fund Ltd	公益分野
オーストラリア	銀行預金、生命保険証券、株式／配当、投資、顧客資金、退職年金	強制的参加	時間的制約無し	2013年7月以降分について付与	オーストラリア政府	オーストラリア財務省
バハマ	銀行預金、銀行手形、小切手、郵便為替（銀行含む）、クレジットカード残高	強制的参加	25年（残高500ドル以下は5年）	500ドル以下を除いて付与	25年バハマ中央銀行が25年分保証	社会貢献事業
ベルギー	銀行預金、貸金庫、保険契約	強制的参加	30年	付与	ベルギー財務省	ベルギー財務省
カナダ(中央と各州のスキーム)	破産財産の配当、公共料金、生命保険／損害保険証券、年金基金、配当、銀行預金、旅行書小切手、税還付	強制的開示 自主的参加	6年 - 資産とスキームによっては時間的制限無し	一部の資産、州のみ	不明	中央/州の歳入または地域の基金(British Columbiaのみ)
アイルランド	銀行預金、生命保険証券	強制的参加	時間的制約無し	付与	財務省	慈善的 / 社会的事業
ケニア	銀行預金、保険証券、公共料金、小切手、寄付証書	強制的参加	時間的制約無し	付与無し	ケニア政府	不明
ニュージーランド	銀行預金、生命保険証券、配当	自主的参加	時間的制約無し	付与無し	ニュージーランド政府	ニュージーランド政府
米国 (州スキーム)	多様	不動産復帰法を通じた義務	ほぼ制限無し	付与無し	州	州の基金として扱われる